

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から町民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	町	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導
	企業	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献
第3節 企業防災の促進	町、商工団体等	2(1) 事業継続計画の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 町における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 町民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) 災害は、いっどこでも起こり得るとの認識の下、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火の実施、近隣負傷者・避難行動要支援者の支援、緊急避難場所や避難所における率先した活動、町等が行う防災活動への協力等、防災への寄与に努めなければならない。

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として南知多町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 町における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、町民、施設、事業所等による自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

町は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの

育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

町は、行政、町民、自主防災組織等では対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮できるようにするため、ボランティアと被災地による支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。このため、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導

自主防災組織が、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集・伝達体制の確立

イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施

ウ 火気使用設備器具等の点検

エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

オ 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の把握

(2) 災害発生時の活動

ア 初期消火の実施

イ 地域内の被害状況等の情報の収集

ウ 救出・救護の実施及び協力

エ 町民に対する避難命令の伝達

オ 集団避難の実施

カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

〈自主防災組織の設置状況〉

(令和5年4月1日現在)

	組 織 名	発 足 年 月	組織地区 の人口	組織地区 の世帯数	備 考
1	内福寺区自主防災会	平成24年5月	168人	74世帯	
2	楠区自主防災会	平成18年6月	73人	31世帯	
3	名切区自主防災会	平成25年4月	109人	45世帯	
4	利屋区自主防災会	平成24年4月	230人	102世帯	
5	東端区自主防災会	平成21年4月	540人	235世帯	
6	西端区自主防災会	平成19年8月	230人	115世帯	
7	中之郷区自主防災会	平成18年5月	764人	335世帯	
8	北脇区自主防災会	平成25年4月	439人	175世帯	
9	馬場区自主防災会	平成24年4月	311人	139世帯	
10	岡部区自主防災会	平成23年4月	392人	169世帯	
11	吹越区自主防災会	平成20年4月	435人	188世帯	
12	神戸区自主防災会	平成23年2月	170人	105世帯	
13	松原区自主防災会	平成20年4月	247人	99世帯	
14	西村区自主防災会	平成22年4月	120人	46世帯	
15	小野区自主防災会	平成23年5月	69人	28世帯	
16	岩屋区自主防災会	平成21年7月	148人	61世帯	
17	大泊区自主防災会	平成23年4月	135人	64世帯	
18	小佐区自主防災会	平成23年2月	156人	72世帯	
19	初神区自主防災会	平成23年4月	338人	141世帯	
20	東部区自主防災会	平成23年2月	707人	319世帯	
21	鳥居区自主防災会	平成23年1月	588人	259世帯	
22	中村区自主防災会	平成23年2月	614人	298世帯	
23	半月区自主防災会	平成23年3月	405人	175世帯	
24	中洲区自主防災会	平成25年5月	723人	326世帯	
25	乙方区自主防災会	平成23年2月	385人	163世帯	
26	南知多町豊丘山田区防災会	平成23年4月	463人	243世帯	
27	大井区自主防災組織	平成20年7月	1,582人	705世帯	
28	片名区自主防災会	平成25年6月	687人	334世帯	
29	師崎区自主防災会	平成23年2月	1,685人	771世帯	
30	篠島地区防災組織	平成16年8月	1,497人	587世帯	
31	日間賀島地区防災委員会	平成15年7月	1,712人	602世帯	
合計			16,122人	7,006世帯	

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

地域防災リーダー養成講座を実施するなどして、地域の実情を把握し、防災に関する十分な知見及び技術を有した地域防災リーダーの養成及び継続的な資質向上を図るものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーによる自主防災活動の展開を支援するため、防災リーダーのネットワーク化を推進するとともに、地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア ボランティアの受入に必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保する。

イ コーディネーターの派遣協力を行っているNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ 災害発生時の対応や連絡体制について、定期的に協力団体との意見交換に努める。

エ 防災訓練等において、協力団体の協力を得て、当該団体との情報伝達・派遣要請又は災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) コーディネーターの確保

NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして支援を希望する者とボランティアによる支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティアに期待される主な活動内容

ア 災害情報・生活情報等の収集・伝達

イ 避難所等における炊き出し・清掃等の被災者支援活動

ウ 救援物資・資機材の配布・輸送

エ 軽易な応急・復旧作業

(5) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、その普及・啓発活動を行う。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

災害時の企業の果たす次の役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施を促進する。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 町、商工団体等における措置

町、商工団体等は、企業の役員及び職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画の策定を促進するための情報提供及び相談体制の整備等の支援により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関する助言を行うものとする。

(1) 事業継続計画等の策定促進

ア 普及啓発活動

町、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、県と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

町は、企業の事業継続計画（BCP）等の策定を支援するために、ハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

町、商工団体等は、被災企業等からの相談等に速やかに対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び町は、予め商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法（昭和25年法律第201号）を基盤に日本建築学会等の技術基準により高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定し、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護及び応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、町民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担うため、事前の予防措置を日頃から講じることが重要かつ有効である。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	町	1(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な運用
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフライン関係施設等の整備	施設管理者等	施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第4節 文化財保護対策	町	所有者と連携した適切な措置
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	町	「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第1節 建築物の耐震推進

1 町における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な運用

不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物及び地震による建築物倒壊により道路を閉塞する可能性のある既避難路沿道建築物に耐震診断結果の報告義務及び多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の適正な運用に努めることとする。

また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な運用に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「南知多町耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、公民館、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレット等により啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導・啓発及び休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。

町は、これらの対策活動を円滑に進めるため、次の町有施設を「防災上重要な建築物」とし、各施設の耐震性の確保について数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の復旧活動指示及び制御等防災業務の中核を担う役場本庁舎

(イ) 被災者の一次避難場所及び二次避難所となる学校、公民館、総合体育館等の建築物

イ 防災上重要な建築物に対する対応

防災上重要な建築物については、激甚な災害に当たっても大きな機能障害を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害

報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (イ) 既存建築物の耐震診断
- (ウ) 既設建築物のうち耐震性に疑問のある建築物の耐震改修の促進

(2) その他の町有建築物の耐震性の確認

防災上重要でない建築物であっても、町民の生命、財産に重大な影響を与える建築物も多い。

このため、既設建築物についても昭和56年度制定の新耐震設計規準を踏まえ、重要建築物に準じて次の諸点を推進する

ア その他の町有建築物の耐震レベルの調査

イ その他の町有建築物の耐震改修

4 一般建築物の耐震性の向上促進

一般建築物については、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認までは義務付けがされていない。

また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震診断、耐震工法、補強方法等の技術・知識等を広く町民に普及・啓発し、耐震性の向上を促すものとする。

(1) 木造住宅の耐震診断・耐震改修等促進

昭和56年5月以前に着工された、いわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により建物の倒壊の恐れが高いとされているため、耐震性に不安を持つ住宅の所有者を対象に、希望に応じて無料で耐震診断を実施する。

また、耐震改修については、耐震診断による診断の結果、耐震性に問題があり、改修の必要があると診断された住宅に対し、予算の範囲内において耐震改修費・除却費の一部を補助する。

(2) 民間住宅の減災化施策の促進

町は、旧基準住宅（昭和56年5月以前着工）に対する減災化促進に関する国・県の補助を活用し、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、最近の地震被害に見られるように必ずしも安全とは断言できないものがある。昭和56年に構造基準を強化することを目的として建築基準法施行令の一部改正が行われたが、既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、（一財）愛知県建築住宅センター等の耐震診断を案内するなど、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。

また、県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、予算の範囲内において耐震診断費を助成する。

その他、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対し、予算の範囲内において耐震改修費・除却費の一部を補助する。

(4) 住宅等地震対策普及啓発の推進

住宅等の地震に対する知識を広めるため、県と連携して建物のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレットを町民に提供するなど地震対策知識の普及・啓発に努める。

(5) その他の安全対策

住宅・建築物に関連した人身・財産被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは十分ではない。過去の地震において、ブロック塀の倒壊、家具の転倒による圧死、窓ガラス・天井の破壊・落下、エレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊等により大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策（高層建築物の防災対策）

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係機関を通じて指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く町民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

町は、県の行う応急危険度判定士養成講習会に協力し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

町、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置された愛知県建築物地震対策推進協議会（平成14年10月改組）において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設毎に耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限に止めるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、町民の生活に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

既設橋梁については、橋長 15m以上の橋梁及び緊急輸送道路等の緊急度の高い道路に架かる橋梁を中心に、長寿命化策や落橋防止策を実施する。

〈橋梁の現況〉

(令和5年4月1日現在)

県管理	町管理
総数 48 箇所 (永久橋 100%)	総数 231 箇所 (永久橋 100%)

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時における電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくすることにより災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員・物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分される。

第1次緊急輸送道路 (県指定)	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路 (県指定)	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路 (県指定)	愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会で定めた緊急輸送道路で、第1次、第2次緊急輸送道路以外の道路
第3次緊急輸送道路 (町指定)	第1次・第2次緊急輸送道路と連絡し、町内の緊急輸送を担う道路 (緊急輸送道路・地区拠点基地等図参照)
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 道路啓開計画の検討・共有

津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「早期復旧支援ルート確保手順（中部版 くしの歯作戦）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。

イ 地元業者との協定締結

町の管理する道路について、道路巡視作業及び応急復旧作業等をする業者を担当する業者を区間（区域）ごとに定め、協定を締結する。

ウ 復旧資機材の確保対策

地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を毎年度当初に調査し、実態把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、町内だけで応急復旧資機材等を調達することは困難であるため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

3 交通安全施設等

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等の必要な資機材の整備を図る。

4 鉄道（名古屋鉄道株式会社）

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物で、これまで転倒、破壊等をしなかったものもあるが、機会あるごとに最新の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で、技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受

ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

5 空港

中部国際空港について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置の強化等を推進する。

6 港湾・漁港・海岸・河川

(1) 港湾

町管理の内海港は引き続き適正な維持管理を行い、県管理の師崎港は離島連絡の重要拠点であり、災害時には緊急物資及び被災地復旧のための資機材等の海上輸送が必要となることから、両島と本土を結ぶフェリーが発着する岸壁が被災した場合には、離島の復旧・復興等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、フェリー岸壁の耐震化を県により実施する。

(2) 漁港

篠島及び日間賀漁港は、離島に位置し、災害時には緊急物資及び被災地復旧のための資機材等の海上輸送が必要となることから、両島と本土を結ぶフェリーが発着する岸壁が被災した場合には、離島の復旧・復興等に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

また、本町の基幹産業である水産業に支障をきたし、広範囲に渡る経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、災害時における物流機能を確保するためフェリー発着岸壁の耐震強化を実施中である。

さらに、水産物を安定的に供給するため、産地市場前の主要な陸揚岸壁等について耐震化を実施し、耐震性の向上を図る。

なお、漁港施設の機能を適正に保つことができるよう、機能保全計画に基づき保全工事を実施し、漁港施設の老朽化対策を計画的に推進する。

(3) 海岸

本町の海岸線は、伊勢湾台風後に整備されたものであるが、その後の地盤沈下及び老朽化等により施設の機能低下を来している箇所について、嵩上げ、補強、補修等を県等関係機関に要請し促進するものとする。

(4) 河川

有堤で背後地が低い河川については、地震による堤防の損傷に起因する浸水を防止できるよう対策を図るとともに、感潮区域に設けられている水門、樋門等についても、地震時にその機能が保持できるよう、県と連携して対策を推進する。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者、県及び町における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び町は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

日頃から応急復旧用資機材及び車両並びに食糧その他の物資の確保を図る。

ウ 電力融通

災害時に供給電力が不足することが考えられるため、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、

大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI値（*）、加速度値等を収集できるよう整備する。

*SI値：Spectrum Intensityの略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm/秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5秒の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うため、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等次の物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備するとともに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池の施設の耐震化及び緊急遮断弁の設置を実施

していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の耐震性を強化する。また、老朽管の更新を進めるとともに、避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努める。

また、災害時における緊急生活必要水量を確保するため、県水道の連絡管の整備に努める。

なお、水道施設設計施工については「水道施設耐震工法指針解説（日本水道協会制定）」及び、「水道施設耐震工法の手引き（昭和55年5月26日付55環第84号）」に準拠する。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、町民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、応急給水所等の拠点給水とし、供給される飲料水は水道水を原則とし、補完的に井戸、プール、池の水を災害用ろ水機でろ過した水等を用いる。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日締結）に基づき、水道事業者（町長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

県は、町の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するように指示する。

さらに、県は、町への応援事項について、自衛隊又は国等への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援・受援体制を整備する。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

5 下水道

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する

等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) 処理施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、町職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、県、近隣市町等との相互支援体制を確立する。

なお、より広域的な支援体制として、中部10県4市の相互支援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」がある。

(6) 民間団体等の協力

県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、日本下水道被災後の状況調査等への支援体制を確立する。

また、下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 一般通信施設

(1) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、町、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、道路公団、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能の確保のため、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、町民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

ウ 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用を可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日・夜間における防災訓練を実施し、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

(2) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。(一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。)

イ 放送

放送は、非常災害時における町民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

(ア) 送信所の建物・構築物の耐震力の強化

(イ) 放送設備(特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等)の耐震対策の実施

(ウ) 放送設備等重要な設備における代替又は予備の設備の整備

(エ) 防火設備等による二次災害の発生防止

(オ) 建物・構築物・放送設備等の耐震性等に係る定期的な自主点検の実施

ウ 非常通信

地震が発生又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

(ア) 非常通信協議会の拡充強化

(イ) 非常通信訓練の実施

(ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の活用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るよう努める。

なお、職員個人が所有する携帯電話について、その番号登録を促し、非常時の連絡に活用している。

オ アマチュア無線局

アマチュア無線局は、本来アマチュア業務以外の通信に使用できないが、大規模災害時に通信手段が途絶した場合、ボランティア活動として情報の収集・伝達に有効な手段と考えられるので、非常通信協力者を中心に協力を求めるものとする。

7 農地及び農業用施設（農道、ため池、水路等の整備）

農地、農道、ため池、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にもその被害が及ぶことが予想される。

町内のため池、農道、水路等の農業施設は、昭和49年及び昭和51年の豪雨災害を契機に施設の改修が進められたが、現状では老朽化又は脆弱化しているものが増加しており、地震に対してその機能が保持できるよう、県と連携を図り、耐震点検を進めるとともに、必要な施設について耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップ等の作成により、適切な情報提供を図る。

第4節 文化財保護対策

1 町における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する町民の愛護精神を高め、文化財防火デーを中心とした日に、防災訓練等を実施し、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、消火栓、防火水槽等の消防施設の設置を促進する。

(4) 文化財及び周辺環境整備

文化財及び周辺環境整備を常に実施する。

(5) 平常時からの対策

ア 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

- ① 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
- ② 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
- ③ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
- ④ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

イ 文化財レスキュー台帳をクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

ウ 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」及び「南知多町文化財保護活用地域計画」により、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(6) 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努

める。

(7) 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

ア被害状況の把握と報告

イ事後措置の指示・伝達

(8) 応急協力体制

県が実施する緊急避難用保管場所（公民館、社会教育施設等）の提供など文化財の安全確保に協力し、適切な対応が取れるよう応急協力体制の確立に努める。

2 重要文化財対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

町における措置

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）により県が作成する「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。また、地震防災対策を推進するため、防災対策事業債を活用した防災対策事業や県費補助金を活用した地震防災対策事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
- また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	町	都市計画のマスタープランの策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	町	(1) 道路の整備 (2) 公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	町	(1) 建築物の不燃対策 (2) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進
第4節 市街地の面的な整備・改善	町	市街地開発事業等の推進

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

町における措置

南知多町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、当該マスタープランに基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

町における措置

(1) 道路の整備

道路は、延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難、消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、道路の幅員、構造等は、地震等の災害時における避難及び延焼遮断帯としての機能並びに消防及び救援のための活動空間を確保することに配慮して計画する。

〈道路の現況〉

(令和5年4月1日現在)

路線区分	実延長	改良済		未改良	
		延長	割合	延長	割合
国 道	22,015m	22,015m	100.0%	0m	0.0%
県 道	29,103	22,992	79.0	6,111	21.0
町 道 1 級	7,691	6,539	85.0	1,152	15.0
町 道 2 級	19,845	10,477	52.8	9,368	47.2
一 般 町 道	427,309	116,052	27.2	311,257	72.8
町 農 道	68,965	58,478	84.8	10,487	15.2
計	574,928	236,553	41.1	338,375	58.9

路線区分	砂利道		高級舗装		簡易舗装	
	延長	割合	延長	割合	延長	割合
国 道	0m	0.0%	22,015m	100.0%	0m	0.0%
県 道	0	0.0	22,992	79.0	6,111	21.0
町 道 1 級	0	0.0	7,691	100.0	0	0.0
町 道 2 級	3,317	16.7	16,308	82.2	220	1.1
一 般 町 道	136,281	31.9	288,720	67.6	2,308	0.5
町 農 道	10,487	15.2	0	0.0	58,478	84.8
計	150,085	26.1	357,726	62.2	67,117	11.7

(2) 公園の整備

公園は、災害時の避難場所、救援活動の拠点として重要な役割を担い、また、防火帯としての機能を有している。

このため、整備に当たっては、これらの役割が十分に果される配置及び規模を計画する。

第3節 建築物の不燃化の促進

町における措置

(1) 建築物の不燃対策

建築基準法による特殊建築物等、都市計画法（昭和43年法律第100号）による準防火地域内の建築物の構造制限及び消防法（昭和23年法律第186号）による防火対象物の規制等による建物の防災構造の向上を図るとともに、その予防査察を強化し、都市計画、消防指導計画と合わせて協力を推進する。

(2) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により建物の倒壊の恐れが高いとされているため、希望に応じて無料で耐震診断を実施する。

また、耐震改修については、耐震診断による診断の結果、耐震性に問題があり、改修の必要があると診断された住宅に対し、耐震改修費の一部を補助する。

第4節 市街地の面的な整備・改善

町における措置

土地区画整理事業、市街地開発事業をはじめとする市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能、避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

このため、これらの事業の計画に当たっては、防災対策と関連させた総合的なものとする。

第4章 島しょ部等における孤立対策

■ 基本方針

- 孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 孤立危険地域の把握	町	町内の孤立危険地域の把握
第2節 孤立への備え	町	(1) 孤立集落と外部との通信の確保 (2) 物資供給、救助活動体制の整備 (3) 孤立に強い集落づくり (4) 孤立危険地域等の広報・啓発 (5) 防災拠点施設の活用

第1節 孤立危険地域の把握

町における措置

島しょ部、沿岸地域などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、生活が困難又は不可能となるおそれのある孤立危険地域の調査・把握を行う。

第2節 孤立への備え

町における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 通信機器用の非常用電源の確保、停電時の確実な切り替え及び保守点検並びに非常用電源の燃料の確保を図る。

また、防災訓練等を通じ、通信機器及び非常用電源の使用方法の習熟を図ることとする。

イ 集落と町との間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じた適切な通信手段の確保に努める。

ウ 町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。

不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 集落が長期間孤立した場合には、医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予め選定し、供給体制について検討することとする。

イ ヘリコプター離着陸適地を、ヘリコプターの大小も考慮して選定・確保するよう努めることとする。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）の選定を進める。

ウ 孤立するおそれのある集落へのヘリポート、ヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、船舶等の物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この場合、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 集落の人口に応じて、避難施設を確保・整備することとする。

また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

町民に対して、孤立可能性、孤立時の対応、安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップ・パンフレットの作成等により、日頃から広報・啓発に努めることとする。

(5) 防災拠点施設の活用

島しょ部においては、海上交通によるアクセスが困難となり、早期の救援・救助が困難となる場合が想定されることから、災害発生時の活動体制の一層の強化が必要であるため、町・消防団・自主防災組織等の防災関係機関の活動拠点となり、一定期間継続して滞在可能な施設として、篠島防災センター（篠島字東山地内）、日間賀島防災センター（日間賀島字西永峯地内）を活用する。

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

■ 基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化、地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	町	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 液状化対策の推進	町	(1) 液状化危険度の周知 (2) 建築物における対策工法の普及
第3節 宅地造成の規制誘導	町	宅地危険箇所の防災パトロール
第4節 土砂災害の防止	町	(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (2) ハザードマップの作成及び周知 (3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	町	相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

町における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策として、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 液状化対策の推進

町における措置

(1) 液状化危険度の周知

町は、あらかじめ液状化の可能性を予測した防災カルテ、防災マップ等を作成して、町民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、町は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

町における措置

宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について、県に指導監督するよう意見し、宅地の安全確保に努める。

第4節 土砂災害の防止

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 町防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。

イ 町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
(④に掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

⑤ 救助に関する事項

⑥ 上記に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

町長は、町地域防災計画に基づきハザードマップを作成・配布する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを町民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県関係局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに町地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

町における措置

相互支援体制の整備

地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	町、消防機関、防災関係機関	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 公的機関の業務継続性の確保 1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5) 人材の育成等 1(6) 防災中枢機能の充実 1(7) 防災関係機関相互の連携 1(8) 地震計等観測機器の維持・管理 1(9) 緊急地震速報の伝達体制整備 1(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示 2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 3 情報の収集・連絡体制の整備 4 救助・救急等に係る施設・設備等 5 物資の備蓄、調達供給体制の確保 6 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 7 災害廃棄物処理に係る事前対策 8 罹災証明書の発行体制の整備

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 町及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

平成27年度から平成28年度にかけて整備した篠島防災センター、日間賀島防災センターについては、地域防災力の向上に資するため、防災活動の拠点として活用する。

平成28年度に県から取得し、平成29年度に整備した南知多町師崎避難所（元愛知県南知多老人福祉館）については、避難場所・避難所機能を有する防災施設として活用する。

内海地区については、平成28年度に町民会館敷地内で整備した内海防災センターを、防災活

動の拠点として活用する。また、令和5年度以降、同敷地内において緊急車両等の駐車エリアや車両出入口の整備、避難経路の安全対策を行う。

豊浜地区については、令和2年度に整備した豊浜防災センターを、防災活動の拠点として活用する。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、予め体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画施策を推進する関係部署の役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 県及び町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 町及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 町は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 地震計等観測機器の維持・管理

町は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(9) 緊急地震速報の伝達体制整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、同報系防災行政無線の整備を含め、その伝達体制、通信施設及び設備の充実を図るよう努めるものとする。

(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、役場等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターによる災害応急活動の効率化を図る。

2 知多南部消防組合における措置

消防ポンプ自動車等の消防機械、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調

査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

3 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

本町の無線通信施設としては、高度情報通信ネットワーク通信設備、防災行政無線設備及び同報系デジタル防災行政無線（平成26年4月供用開始）があり、大規模災害時も含め災害時にこれらが運用できるよう平常時から点検、整備を行う。

なお、一般加入電話不通時に備え、災害情報の収集及び伝達のため、衛星携帯電話を、本庁、篠島・日間賀島サービスセンターへ各1台配備している。

また、同報系デジタル防災行政無線の放送については、確実に放送内容を伝達するこがができるよう、室内で受信可能な戸別受信機（防災ラジオ）の一般家庭・事業所等への配備を推進するとともに、都市・住環境等の変化に応じ屋外拡声子局の機能強化・設置個所の増加について検討し、必要に応じて実施する。

(3) 情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入について検討する。

(4) 被災者への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車・救命ボート等の救助機械、担架・救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう、整備改善及び点検をする。

また、県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、

物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

6 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

7 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県及び町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町、災害ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

8 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

なお、令和4年度に「南知多町住家被害認定調査及び罹災証明発行に関する業務計画」を作成し実施体制の整備を図った。

- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用するものとする。

第7章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、町民等が適切な行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 町長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、町民の安全の確保に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	町	(1) 防災行政無線等の維持管理 (2) 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	町	(1) 緊急避難場所の指定 (2) 避難路の検証
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	町	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	町、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	県、町及び名古屋地方気象台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 町における措置

町は、さまざまな環境下にある町民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県、町及びライフライン事業者における措置

県、町及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

町における措置

(1) 緊急避難場所の指定

町は、避難所等へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、集団を形成する場所又はボランティア等の救援活動拠点となる場所として、地域の協力を得ながら、公園、グラウンド（校庭を含む）、道路上、公共空地等を災害対策基本法第49条の4の指定緊急避難場所（一次避難場所）として指定する。

なお、これらの整備に当たっては、観光旅行客等の一時的滞在者の避難についても考慮するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

〈地震火災時避難広場〉

(令和6年3月31日現在)

No.	名 称	面 積	収納可能 人員	電話番号	住 所
1	内海小学校 グランド	10,086 m ²	5,043 人	62-0074	内海字中浜田 3
2 ※	南知多中学校 グランド	12,069 m ²	6,034 人	62-0204	内海字先苺 248
3	内海保育所 園庭	1,382 m ²	691 人	62-0600	内海字兼井 170-3
4	町民会館 グランド	14,179 m ²	7,089 人	62-2218	内海字柴井 1-66
5	城下公園	2,799 m ²	1,399 人		内海字城下 65
6	岡部公園	2,100 m ²	1,050 人		内海字長城 21-6
7	山海ふれあい会館 グランド	5,297 m ²	2,648 人	62-0406	山海字後田 32-1
8	豊浜小学校 グランド	6,449 m ²	3,224 人	65-0027	豊浜字下大田面 4-4
9	旧豊浜中学校 グランド	12,529 m ²	6,264 人	65-0124	豊浜字薬師堂 45
10	中町公園	1,751 m ²	875 人		豊浜字中町 10-1
11 ※ ○	総合体育館 駐車場	1,800 m ²	900 人	65-2880	豊浜字須佐ヶ丘 5
12	旧中洲保育所 園庭	1,048 m ²	524 人		豊浜字中之浦 86
13	豊丘むくろじ会館 グランド	2,350 m ²	1,175 人	65-0400	豊丘字有田脇 16-1
14	学校給食センター（ミナミール）駐車場	3,140 m ²	1,570 人	65-1294	豊丘字林 27-1
15	運動公園	12,220 m ²	6,110 人	65-0193	豊丘字山田 32
16	旧大井小学校 グランド	4,244 m ²	2,122 人		大井字入道 17
17	西園公園	1,597 m ²	798 人		大井字西園 129
18 ※	旧師崎中学校 グランド	8,985 m ²	4,492 人	63-0200	片名字長谷 2
19	新師崎公園	2,100 m ²	1,050 人		片名字新師崎 7-1
20	みさき小学校 グランド	3,687 m ²	1,843 人	63-0001	師崎字松田 7-1
21	神戸浦公園	901 m ²	450 人		師崎字神戸浦 171
22 ○	南知多町師崎避難所 駐車場 他（屋内駐車場の屋上含む）	1,500 m ²	750 人	63-2810	師崎字浅間山 16-3
23	林崎公園	1,456 m ²	728 人		師崎字林崎 95
24	山ノ神避難場所	125 m ²	62 人		師崎字山ノ神 1-17
25	篠島防災センター敷地	804 m ²	402 人		篠島字東山 7
26 ※	篠島中学校 グランド	5,846 m ²	2,923 人	67-2046	篠島字汐味 1-5
27	日間賀小学校 グランド	2,301 m ²	1,150 人	68-2204	日間賀島字永峯 11
28 ※	旧日間賀中学校 グランド	1,883 m ²	941 人	68-2214	日間賀島字永峯 20-1
29	日間賀保育所 園庭	845 m ²	422 人	68-2636	日間賀島字三ツ林 7-7
	計	125,473 m ²	62,729 人		

* 収納可能人員は、1人当たり2m²で換算

* 避難は、原則屋外とする。

※印は、地区の活動拠点となる「地区拠点基地」と定め、町職員を派遣し地域の実情に応じた防災体制を図るものとする。

○は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所

〈津波一次避難場所〉

(令和6年3月31日現在)

番号	避難場所の名称	所在	標高	収納可能人員
1	町民会館グラウンド	内海字柴井 1-66	11.5m	14,940人
2	神明社	内海字西御所奥 18	11.0m	850人
3	県（道路上）	内海字県	25.0m	70人
4	林之峯（道路上）	内海字林之峯	20.0m	1,030人
5	持宝院	内海字林之峯 66	20.7m	1,150人
6	林之峯墓地	内海字林之峯	19.0m	300人
7	内福寺集会場	内海字内田 62-2	13.0m	1,000人
8	久須神社	内海字楠 35	37.0m	650人
9	大宝寺	内海字大名切 36	29.7m	860人
10	南平井（道路上）	内海字南平井	15.0m	1,390人
11	丸田（道路上）	内海字丸田	12.0m	590人
12	清水ノ上（道路上）	内海字清水ノ上	15.0m	140人
13	八幡社	内海字奥南側 27	20.0m	240人
14	高宮神社	内海字高平井 26	30.9m	1,480人
15	西端区公民館	内海字本田 1-1	10.9m	350人
16	熊野神社	内海字山尾 93	35.9m	370人
17	河廻間（畑）	山海字河廻間	11.0m	530人
18	高座（道路上）	山海字高座	12.0m	80人
19	町道内海山海線（道路上）	山海字石ヶ坪	15.0m	450人
20	蛸城（道路上）	山海字蛸城	12.0m	280人
21	岩屋公民館	山海字河原 4-6	18.2m	20人
22	鈴木（道路上）	山海字鈴木	12.0m	800人
23	向山（町有地）	山海字戸長	10.0m	290人
24	海見ヶ丘（道路上）	山海字海見ヶ丘	11.0m	800人
25	富士ヶ峰神社	豊浜字西之峰 22-13	18.0m	410人
26	大久郷（道路上）	豊浜字大久郷	10.0m	500人
27	白菊稻荷	豊浜字丸山 24-5	31.2m	420人

【地震・津波災害対策計画】
第2編：災害予防

番号	名称	所在	標高	収納可能人員
28	七福西側空地	豊浜字上大田面 44-12	14.0m	6,230人
29	ロッキー奥の畑	豊浜字田名畑地内	12.0m	530人
30	貝がら公園	豊浜字登畑 12	66.0m	530人
31 ○	総合体育館 駐車場	豊浜字須佐ヶ丘 5	53.4m	1,800人
32	須男神社	豊浜字鷺麦 5	15.8m	950人
33	極楽寺	豊浜字高浜 51	19.0m	530人
34	土御前神社	豊浜字高浜 11	16.9m	820人
35	かるも保育所	豊浜字上之山 13-4	15.0m	2,060人
36	山之神(畑)	豊浜字山之神 22-1	22.0m	2,180人
37	泊(道路上)	豊浜字泊	13.0m	1,150人
38	大城(道路上)	豊浜字大城	18.0m	50人
39	陣之山(道路上)	豊浜字陣之山	15.0m	140人
40	豊丘むくろじ会館	豊丘字有田脇 16-1	46.5m	2,350人
41	学校給食センター(ミナミール) 駐車場	豊丘字林 27-1	46.5m	3,140人
42	秋葉社前	豊丘字新屋敷地内	20.0m	440人
43	南知多病院職員駐車場(山の上)	豊丘字孫廻間地内	15.0m	2,980人
44	大井保育所園庭	大井字塩屋 23	15.8m	990人
45	旧大井小学校裏分別収集会場	大井字入道	10.5m	2,000人
46	みなと公園	大井字聖崎 1-57	11.0m	710人
47	モンテジェルソ公園	片名字於更 1-2	25.2m	900人
48	向畑(道路上)	片名字向畑	10.0m	260人
49	新仲根(畑)	片名字新仲根	21.0m	1,123人
50	黒地(道路上)	片名字黒地	12.0m	940人
51	黒地上(乙坂)	師崎字乙坂地内	10.0m	210人
52	神戸浦公園	師崎字神戸浦 171	11.5m	600人
53 ○	南知多町師崎避難所 駐車場他(屋内 駐車場の屋上含む)	師崎字浅間山 16-3	25.0m	1,500人
54	遍照寺上(道路上)	師崎字栄村	11.0m	130人
55	遍照寺東(寺脇・浅間山地内)	師崎字寺脇・浅間山地内	12.0m	90人
56	宗真寺	師崎字的場 38	10.2m	620人
57	山ノ神避難場所	師崎字山ノ神 1-17	21.8m	125人
58	篠島防災センター	篠島字東山 7	25.0m	2,570人

番号	名称	所在	標高	収納可能人員
59	西方寺	篠島字照浜 3	18.0m	510 人
60	篠島配水池前（道路上）	篠島字長浜	32.0m	500 人
61	高峰荘下ロータリー	篠島字棚橋	30.0m	440 人
62	旧日間賀中学校	日間賀島字永峯 20-1	22.6m	1,980 人
63	日間賀保育所	日間賀島字三ツ林 7-7	26.0m	1,240 人
64	中道上・中道下・高野谷（道路上）	日間賀島字中道上他	13.0m	270 人
	計			73,578 人

* 収納可能人員は、1人当たり1㎡で換算
○は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所

(2) 避難路の検証

町民の避難経路をできる限り確保するため、必要な避難路の箇所、数、整備方法等の検証をし、避難路（避難階段を含む）の整備を検討する。

なお、検討に当たっては、次の基準を目安とする。

- ア 道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 津波又は浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

町における措置

(1) マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 津波災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報を踏まえること
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること
 - (ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域
 - (イ) 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設部公表）における浸水想定区域
 - (ウ) 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること

カ 避難情報の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること

キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

避難情報の判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合（土砂災害については、それらを解除する際も含む）において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所の方向及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料及び日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所・避難所の管理に関する事項

- (ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 町メールサービスによる広報
- (ウ) 避難誘導員による現地広報
- (エ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童・生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合は、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第8章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

県、町及び名古屋地方気象台における措置

町は、町民が的確な避難行動をすることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 避難場所等の広報

次の事項について、町民への周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所・避難所の名称
 - イ 緊急避難場所・避難所の所在位置
 - ウ 避難地区分け
 - エ 緊急避難場所・避難所の方向
 - オ 緊急避難場所・避難所の区分
 - カ 緊急避難場所・避難所の標高（海拔）その他必要な事項
- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき町民に対して、普及のための措置を講ずるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）

- ・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

ウ 町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 町長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を行う。
- 災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るための安全対策の充実を一層図るものとする。
- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握し、及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る情報伝達体制及び避難誘導體制の整備並びに避難訓練の実施を一層図るものとする。この場合、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、当該施設の利用者を適切に避難誘導するため、町、町民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 町は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	町	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	町	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	町	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備 町における措置

(1) 避難所等の整備

地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

(2) 指定避難所の指定

ア 避難所は被災した町民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の町民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m²/人：発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積

2 m²/人：緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積

3 m²/人：避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設等の災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

＜二次避難所＞

(令和6年3月31日現在)

番号	名 称	所 在	電話番号
1	内海保育所	内海字兼井 170-3	62-0600
2	南知多中学校	内海字先苅 248	62-0204

3	西端区公民館	内海字本田 1-1	62-0500
4	県立内海高等学校	内海字奥鈴ヶ谷 1-1	62-0139
5	岩屋公民館	山海字阿原 4-6	62-0264
6	旧豊浜中学校	豊浜字薬師堂 45	65-0124
7	○ 町総合体育館	豊浜字須佐ヶ丘 5	65-2880
8	○ 南知多町師崎避難所	師崎字浅間山 16-3	63-2810
9	篠島中学校	篠島字汐味 1-5	67-2046
10	日間賀小学校	日間賀島字永峯 11	68-2204
11	日間賀保育所	日間賀島三ツ林 7-7	68-2636
12	日間賀区民会館（西老人憩の家）	日間賀島字新井浜 68	

※ 本表の施設は、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月30日愛知県防災会議公表）における津波の浸水想定区域外に所在し、及び耐震基準を満たすものである。

なお、土砂災害その他の災害リスクについて明らかにするため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等について、直ちに実施するよう県に要請する。

○については、災害対策基本法に基づく指定避難所

※南知多町役場については、原則避難所として開設しない。

<二次避難所（福祉避難所）>

（令和6年3月31日現在）

番号	名 称	所 在	電話番号
1○	大地の丘	内海字奥鈴ヶ谷 70-5	62-0117
2○	あい寿の丘	豊丘字中平井 14-1	65-2965
3○	すいせんひろば	豊丘字中平井 14	65-1925

※ 要配慮者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、施設管理者と協議の上、本表に掲げる施設を福祉避難所として開設する。これらの施設は、いずれも愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年5月30日愛知県防災会議公表）における津波の浸水想定区域外に所在しているが、利用に当たっては、施設管理者とともに施設の被災状況、安全性の確認を行う。○については、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所

<被災状況を踏まえ安全性を検証の上避難所として利用する施設>

（令和6年3月31日現在）

番号	名 称	所 在	電話番号	津波浸水 想定区域外	耐震基準
1	内海小学校	内海字中浜田 3	62-0074		○
2	町公民館内海分館（内海カービセンター）	内海字中之郷 7-1	62-0400		

3	山海ふれあい会館	山海字後田 32-1	62-0406		○
4	旧豊浜漁協中洲支所	豊浜字東之浦 147			
5	旧中洲保育所	豊浜字中之浦 86	65-0553		○
6	豊浜小学校	豊浜字下大田面 4-4	65-0027		○
7	県水産試験場漁業生産研究所	豊浜字豊浦 2-1	65-0611		○
8	東部区民館	豊浜字新居 88	65-2246		○
9	豊丘むくろじ会館	豊丘字有田脇 16-1	65-0400	○	
10	旧大井小学校（体育館）	大井字入道 17			○
11	大井公民館（師崎サビセンター）	大井字北側 43	63-0304		○
12	旧師崎中学校	片名字長谷 2	63-0200		○
13	みさき小学校	師崎字松田 7-1	63-0001		○
14	師崎公民館	師崎字的場 86-1	63-0117		○
15	篠島漁協	篠島字神戸 302-1	67-2009		
16	篠島開発総合センター（篠島サビセンター）	篠島字浦磯 3-3	67-2861		○

- ※ 津波浸水想定区域は、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災会議公表）における津波の浸水想定区域外に所在する施設に○を付している。
- ※ 耐震基準は、耐震基準を満たす施設に○を付している。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、日頃から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

ア 情報受発信手段の整備：デジタル防災行政無線、衛星携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

〈各地区拠点基地（防災倉庫）の主な避難所資機材〉

（令和 6 年 1 月 1 日現在）

品名	単位	内海地区 （南知多中学校）	豊浜地区 （総合体育館）	師崎地区 （旧師崎中学校）
担架	台	5	5	5
折りたたみ式リヤカー	台	1	1	1

防水シート（大・小）	枚	30	30	30
スコップ	本	15	15	15
バック毛布	枚	150	150	150
組立水槽（500ℓ）	台	1	1	1
ポリタンク	個	10	10	10
ラジオ付ライト	個	8	8	8
非常用簡易トイレ	セット	8	8	8
災害用食器セット（100人用）	セット	3	3	3
救急医療セット（50人用）	セット	2	2	2
ガソリン携行缶	個	2	2	2
メガホン	個	3	3	3

品名	単位	篠島地区 (篠島中学校)	日間賀島地区 (日間賀小学校)	計
担架	台	3	3	21
折りたたみ式リヤカー	台	1	1	5
防水シート（大・小）	枚	30	30	150
スコップ	本	10	10	65
バック毛布	枚	100	100	650
組立水槽（500ℓ）	台	1	1	5
ポリタンク	個	5	5	40
ラジオ付ライト	個	5	5	34
非常用簡易トイレ	セット	5	5	34
災害用食器セット（100人用）	セット	2	2	13
救急医療セット（50人用）	セット	1	1	8
ガソリン携行缶	個	1	1	8
メガホン	個	3	3	15

※その他非常用ローソク等消耗品有り。

(4) 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する町民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れら

れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

町及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防及び災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画、非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、町民、ボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧及び生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※なお、町地域防災計画に定める津波災害計画域内の施設に係る対策については、第2編第10章津波予防対策を参照のこと。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全及び入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近

隣住民、自主防災組織・ボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理するとともに、細目については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の支援を担う組織等で、町関係部局、区、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、知多南部消防組合、地域支援者をいう。

(イ) 名簿に登載する避難行動要支援者の範囲

南知多町内に居住し、災害時における地域での支援を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報避難支援等関係者に開示することに同意した者をいう。ただし、施設等入所者は除く。

(ウ) 名簿作成に関する関係部署の役割分担

厚生部、関係部とする。

(エ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時における地域での支援を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報を開示することに同意した者から入手し、名簿を作成するものとする。

(オ) 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

同報系防災行政無線（屋外拡声小局・戸別受信機）、町メール配信サービスなど複数の情報伝達手段を活用し、円滑な避難を図る。

(カ) 避難支援等関係者の安全確保の措置

町は、避難支援等関係者が行う避難行動要支援者の支援は、本人及びその家族の安全を確保したうえで実施するものであることを、避難行動要支援者をはじめ地域で共通理解を形成

するよう努める。

(キ) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(ク) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害時において支援を希望する旨、本人又はその代理人より申出があった者について、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、必要に応じて、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町の内部組織及び、県その他の関係者の協力を得て避難行動要支援者名簿を作成することもできる。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(ケ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(コ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、知多南部消防組合、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供することが避難行動要支援者の避難のために必要であると別に町長が認めた者に対し、名簿情報を事前に提供する。

ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、名簿情報の提供に際しては、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講ずるよう周知する。

また、町は、避難行動要支援者本人への郵送や戸別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(カ) 名簿情報漏えいを防止するための措置

a 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置

(a) 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿情報を活用してはならない。

(b) 名簿の提供を受けた者は、名簿に記載された個人情報及び支援上知りえた個人の秘密

を漏らしてはならない。支援する役割を離れた後も同様とする。

- (c) 名簿の提供を受けた者は、名簿情報を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。
 - (d) 名簿の提供を受けた者が名簿情報を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。
- b 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が講ずる措置
- (a) 町は避難支援等関係者に名簿情報を提供する際に、名簿の提供を受けた者は災害対策基本法に基づく守秘義務を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿情報の管理について適宜指導を行う。
 - (b) 町が避難行動要支援者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の情報のみを提供する。

ウ 個別避難計画の作成等

(f) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

(g) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(h) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送す

るため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなどを簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

第3節 帰宅困難者対策

1 町における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

町は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一次的に滞在する場所として利用する施設の確保

県及び市町村は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 火災予防・危険性物資の防災対策

■ 基本方針

○ 町は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する指導	町（消防機関）	(1) 一般家庭に対する指導 (2) 防火対象物の防火体制の推進 (3) 立入検査の強化 (4) 建築同意制度の活用 (5) 危険物等の保安確保の指導 (6) 震災時の出火防止対策の推進
第2節 消防力の整備強化	町（消防機関）	(1) 消防力の整備強化 (2) 消防施設等の整備強化
第3節 危険物施設防災計画	町（消防機関）	1(1) 保安確保の指導 1(2) 危険物取扱者に対する保安教育
	危険物施設の管理者	2(1) 施設の保全及び耐震性の強化 2(2) 大規模タンクの耐震性の強化 2(3) 自主防災体制の確立
第4節 高圧ガス大量貯蔵施設防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	(1) 高圧ガス製造施設の対策 (2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策 (3) 防災活動対策
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	町	毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化

第1節 火災予防対策に関する指導

町及び知多南部消防組合における措置

(1) 一般家庭に対する指導

町及び知多南部消防組合は、消防団、区、自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し、住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保等の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きいため、知多南部消防組合は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項

を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行い、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

知多南部消防組合は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

知多南部消防組合は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で、防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

知多南部消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について、必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、知多南部消防組合火災予防条例に規定される指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の管理及び取扱いについて、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 震災時の出火防止対策の推進

町は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

町及び知多南部消防組合における措置

町及び知多南部消防組合は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防力の整備強化

町及び知多南部消防組合は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

町及び知多南部消防組合は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに、年次計画を策定し、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

〈町消防団 人員及び機械器具〉

(令和5年4月1日現在)

分団名	積載車	消防広報車	小型動力ポンプ	団員数
本 部	-	-	-	6
第1分団	4		4	63
第2分団	9		8	70
第3分団	5		5	69
第4分団	5	1	6	60
第5分団	4	2	6	60
計	27	3	29	328

〈知多南部消防組合 人員及び機械器具〉

(令和5年4月1日現在)

梯子車	水槽車	救 助 工作車	化学消防 ポンプ 自動車	普通消防 ポンプ 自動車	水槽付き 消防ポン プ自動車	救急車	指揮車	搬送車等	職員数
1台	1台	1台	1台	1台	1台	4台	1台	7台	91人

〈消防水利の状況〉

(令和5年4月1日現在)

区 分	内 海	山 海	豊 浜	豊 丘	大 井	片 名	師 崎	篠 島	日間賀島	計
防火水槽	24	9	18	6	5	5	6	9	12	94
消 火 栓	241	83	250	75	83	72	78	81	97	1,060

第3節 危険物施設防災計画

1 町及び知多南部消防組合における措置

(1) 保安確保の指導

知多南部消防組合は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

町及び知多南部消防組合は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県が行う取扱作業の保安に関する講習への参加を促し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会を捉えて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵施設防災計画

高圧ガス貯蔵施設の管理者における措置

高圧ガス貯蔵施設は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に定める耐震構造とするほか、過去の震災の例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス貯蔵設備の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス貯蔵施設の対策

ア 貯槽

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体及び駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部等、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作が可能な構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。

また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場及び化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス設備及び感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

町における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第10章 津波予防対策

■ 基本方針

- 地盤沈下又は老朽化した施設の嵩上げ・補強・補修等のハード面の対策に限らず、堤防・護岸施設外の区域等から、町民、観光旅行者、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力又は地盤の液状化による堤防・護岸施設等の被害、水門・水路の決壊等による不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 津波災害対策は、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進める。
 - ・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、町民の財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 津波危険地域の指定	町	津波危険地域の指定
第2節 津波防災体制の充実	町	1 津波に強いまちづくりの推進
	不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 町、避難促進施設の所有者又は管理者	2 津波避難計画の策定及び訓練の実施 3 津波災害警戒区域の指定に伴う印刷物（ハザードマップ等）の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施
第3節 津波防災知識の普及	県、町及び名古屋地方気象台	(1) 津波防災知識の普及 (2) 津波危険地域の周知・津波を想定した情報伝達、避難訓練の実施等
第4節 津波等防災事業の推進	町	津波に強いまちづくりの推進
	河川、海岸、港湾及び漁港の管理者	防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画の作成等
第5節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	町及び関係機関	(1) 津波避難対策の推進に関する基本的な方針 (2) 津波避難対策の事業種類、目標及びその達成期間

第1節 津波危険地域の指定

町における措置

津波災害から町民の生命及び身体の安全を確保するため、国及び県の実施する被害想定等の調査結果を踏まえ、「津波危険地域」の指定について検討を進める。

なお、津波襲来時の津波高等については、平成26年5月に愛知県防災会議において公表された理論上最大想定モデルを想定する。

(1) 津波襲来時の津波高及び浸水域

ア 津波高

9.5m（満潮位・地殻変動考慮）

イ 浸水域

津波の浸水分布参照

(2) 津波高30cmの最短到達時間

18分

第2節 津波防災体制の充実

1 町における措置

(1) 南知多町津波避難計画に基づく対策の実施

南知多町津波避難計画（平成27年度策定）に基づき、津波からの避難の安全性を高めるために各種対策に取り組む。

なお、計画は随時見直しを行うものとする。

(2) 津波警報等、避難情報等を町民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者、一時滞在者等に配慮するものとする。

(3) 強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震及び遠地地震に関しては、町民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制及び避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。

(4) 消防職団員、警察官、町職員等防災対応又は避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応及び避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、町民等に周知するものとする。

(5) 津波の被害が予想される地域及び堤防・護岸施設外の区域等における町民、釣り客、海水浴客、船舶等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や関係地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップ等を具体的に策定する。

ア 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、

町民等の円滑な避難及び安全確保の観点から、津波の規模、避難情報の対象となる地域を町民等に伝えるための体制を確保するものとする。

イ 避難誘導計画の策定に当たっては、避難対象地区を町地域防災計画に明示し、また、町民又は自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所を指定する等、避難方法を具体的に示すものとする。また避難場所又は避難場所の方向について、統一的な図記号等を利用する他、分かりやすい案内板・海拔表示板等を設置し、日頃から周知する。

ウ 要配慮者を適切に避難誘導し、及び安否確認を行うため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、日頃から要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。

エ 津波の避難計画の策定に当たっては、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編—津波断層モデルと津波高・浸水域等について（内閣府中央防災会議）」等を参考とする。

オ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討に当たっては半田警察署と十分調整を図るものとする。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中及び混乱にも配慮した計画及び訓練となるよう努めるものとする。

3 津波災害警戒区域の指定に係る事項

(1) 町は、次に掲げる事項を町地域防災計画に定めるものとする。また、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な対策を講ずることとする。

ア 津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項

イ 津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(2) 町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を町長に報告する。

(3) 町は、町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

県、町及び名古屋地方気象台における措置

(1) 津波防災知識の普及

一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

また、地域の実情に応じて、釣り客・海水浴客等の一時滞在者を含めた津波危険地域の周知及び情報伝達・避難訓練等の防災訓練を実施する等、津波防災知識の普及に努める。

ア 一般向け

(ア) 避難行動に関する知識

- a 沿岸地域はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできる限り高い場所に避難すること。
- b 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- c 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- d 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- e 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞、交通事故等が発生するおそれがあることから、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- f 自ら率先して避難行動を取ることが他の町民の避難を促すこと。
- g 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、町メールサービス等を通じて入手すること。

(イ) 津波の特性に関する情報

- a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- b 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性及び津波は数時間から一日以上に亘り継続する可能性があること。
- c 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震及び遠地地震の発生の可能性があること。

(ウ) 津波に関する想定・予測の不確実性

- a 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- b 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- c 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

イ 船舶向け

- (ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

- (イ) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたら、すぐ港外退避する。
- (ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、町メールサービス等を通じて入手する。
- (エ) 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛する等最善の措置を講ずる。
- (オ) 津波は繰り返し到達することから、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- (2) 津波危険地域・津波災害警戒区域の周知、津波を想定した情報伝達及び避難訓練の実施等
町、町民、自主防災組織、保育所（園）・学校関係及び沿岸事業者が、町の津波対策計画及びそれぞれの団体の計画又は役割分担に従って定期的に情報伝達、避難等緊急応急対策について訓練を実施し、東海・東南海地震時等の対応の習熟を図る。

また、愛知県の被害予測調査では、河川遡上の津波をも想定されており、東海・東南海地震等の発生に伴う津波に対し、河口部の樋門及び沿岸部の陸閘等の操作訓練の強化を図る。

第4節 津波防災事業の推進

1 町における措置

- (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できる限り短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物及び公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

〈津波避難協定ビル〉

(令和5年4月1日現在)

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	豆千 待月	内海字新田 65	9	師崎公民館	師崎字的場 86-1
2	源 氏 香	山海字屋敷 101	10	篠島ロイヤルホテル香翠荘	篠島字堂山 81-1
3	うめ乃湯	豊浜字峠 8-1	11	南 風	篠島字堂山 81-5
4	田 中 屋	豊浜字打合 4-27	12	すず屋海遊亭	日間賀島字浪太 35
5	知多信用金庫豊浜支店	豊浜字下大田面 58	13	晴 快 荘	日間賀島字上海 68・69 合
6	大 漁 園	大井字浜辺 15-51	14	いすず館	日間賀島字新井浜 15
7	や ま や	片名字新師崎 22-1	15	日間賀島漁業協同組合	日間賀島字浜側 87
8	美 舟	師崎字茱萸木 12			

※豊浜漁業協同組合事務所（仮称）の建て替え完了次第、「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」の締結を予定している。（令和7年度予定）

- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物

の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備、必要な物資の備蓄等施設の防災拠点化を図る。

なお、町施設のうち災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

- (4) 避難路・避難経路等の整備については、町民等が確実に津波一次避難場所、津波避難協定ビル等の安全な場所に避難することができるよう積極的に整備を促進することとし、整備に当たっては要配慮者、地理に不案内な観光旅行者等が容易に避難することができるよう検討する。

整備に当たっては、平成27年度に策定した南知多町津波避難計画において定められた津波一次避難の安全性を高める取組みに関する事項を基本として実施するものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤・堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤・堤防等の補強、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門・陸閘等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

- (2) 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

なお、豊浜漁港、師崎漁港、篠島漁港については、漁港の業務継続計画が策定されている。

第5節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

町及び関係機関における措置

- (1) 津波避難対策の推進に関する基本的な方針

津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業については、大字毎に被害の様相に特徴があり、一定のまとまりがあることから、これを単位として実施する。

なお、実施事業は、安全な津波一次避難場所（高台）の整備及び津波の浸水開始までに津波一次避難場所へ迅速・安全・確実に避難するために必要な避難経路（避難階段を含む）の整備とし、平成27年度に策定した津波避難計画及び関係行政機関の所定の計画に基づくもの並びに地域住民等の意見に基づくもので、緊急に整備が必要であると認められる事業とする。

- (2) 津波避難対策の事業種類、目標及びその達成期間

地区名	事業種類	目標	達成期間
師 崎	避難施設の整備事業	1箇所	令和3年度
	避難経路の整備事業	1箇所	令和3年度

第11章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○ 町は、大規模な災害が発生した場合において、速やかに災害応急活動等ができるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	町（消防機関）	1(1) 応援要請手続きの整備 1(2) 応援協定の締結等 1(3) 受援体制の整備 1(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 1(5) 訓練、検証等
	防災関係機関	2 応援協定の締結等
第2節 応援部隊等に係る 広域応援・受援体制の整備	町（消防機関）	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 愛知県内広域消防相互応援協定
第3節 支援物資の円滑な 受援供給体制の整備	町	(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	県、町	(1)防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 県、町及び知多南部消防組合における措置

(1) 応援要請手続きの整備

国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

県及び町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

町は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。ただし、民間団体等のノウハウや能力等を活用するため、委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結するものとする。また、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(3) 受援体制の整備

県及び町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者を選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るた

め、災害対策基本法第49条の2、第49条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

町及び知多南部消防組合における措置

(1) 緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に、消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

町における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内物資拠点（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

町は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 県及び町における措置

県及び町は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 国、県及び町は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 地震災害を最小限とするには、町を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが、日頃から地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要であるため、町は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、町民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者の多様なニーズを支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。
- 実践的な訓練の実施に努め、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	町	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合訓練 1(3) 津波防災訓練 1(4) 広域応援訓練 1(5) 防災訓練の指導・協力 1(6) 訓練の検証 1(7) 図上訓練等
	町、学校等管理者	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識 啓発・広報	県、町、名古屋地方 気象台等	(1) 防災教育 (2) 防災意識の啓発 (3) 防災に関する知識の普及

		(4) 防災関係機関の実施する防災訓練の指導・協力 (5) 企業防災の促進 (6) 家庭内備蓄等の推進 (7) 地震保険の加入促進 (8) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	町、学校等管理者	1(1) 児童・生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保
	町	2 町職員に対する防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施

第1節 防災訓練の実施

1 町における措置

国、県及び他の市町村等の防災関係機関と、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた町民等の協力及び連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、河川、溜池、海岸堤防の決壊を未然に防止するための水防工法を習得する訓練及び集中豪雨による出水や高潮による家屋等の浸水を防止するための樋門・門扉の操作を習得する訓練を実施する。

(ア) 実施時期

5月～10月（雨季・台風期の前）の最も訓練の効果のある時期

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域

イ 消防訓練

特に初期消火を重点に訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、町・県等が合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

避難指示の際に、町民を緊急避難場所等の安全な場所へ避難させるための誘導等について、自主防災組織、町民等と協力して実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な災害・被害等を想定し、また、他の訓練と合わせて実施するなどより実践的なものとなるよう努めるものとする。

エ 通信訓練

災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

非常配備体制の万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の円滑な参集について、必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所

ウ 実施の方法

町、公共的機関等の防災関係機関、町民及び事業所等が一体となり、又は相互に連携して同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、自主防災組織、ボランティア団体、災害協定締結団体等に対しても、可能な限り総合訓練への参加を求める。

(3) 津波防災訓練

東海地震、東南海、南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、各地域の特性を考慮した上で津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、最も早い津波の予想到達時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

ア 津波警報等の情報伝達訓練

イ 津波避難訓練

ウ 水門、陸閘等の操作訓練

(4) 広域応援訓練

町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施するよう努める。

(5) 防災訓練の指導・協力

居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、町民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関又は自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(6) 訓練の検証

訓練後は、訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、及び必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(7) 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、職員に対し、実践的な図上訓練、実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 町及び学校等管理者における措置

児童・生徒等及び職員の防災に対する意識の向上を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童・生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示及び伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

県、町及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災教育

ア 職員に対する防災教育

町は、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、主として防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても機会を得て防災関係法令、町地域防災計画、非常配備の基準、各課において処理すべき防災に関する事務又は業務等の知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

イ 町民に対する防災教育

町は、防災に関する図書の配布等により、地震、津波等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、町民の防災に関する認識を高揚する。

(2) 防災意識の啓発

県は、地震発生時等に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、町や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。また、県は、地震体験車を町、消防組合等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを町、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、住民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報を含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、町及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、県及び町は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の緊急避難場所、避難都に関する知識

ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ 避難生活に関する知識

サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ 応急手当方法の紹介、平素から町民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(3) 防災に関する知識の普及

防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。

(4) 企業防災の促進

企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うものとする。

(5) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染症対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

なお、島しょ部等の孤立するおそれがある地域に対しては、7日分以上の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

(6) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び町民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(7) 報道媒体の活用及び協力要請

県は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、県民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道に関して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(8) 過去の災害教訓の伝承

町民が、過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 町及び学校等管理者における措置

学校等での被害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、

日頃から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では日頃から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童・生徒等が任務を分担する場合は、児童・生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

児童・生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。

また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連をさせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会、各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童・生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、日頃から児童・生徒及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、町教育委員会、半田警察署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童・生徒の個々の通学路、誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校における登下校については、生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童・生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童・生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童・生徒等に対して具体的な注意事項を挙げ

て指導する。

2 町における措置

町職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等を、研修会等を通じて教育する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第13章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 様々な災害が同時、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知及び被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害提言策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。
- また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき町民への防災広報活動の充実を図っていく。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
震災に関する調査 研究の推進	町	(1) 防災マップ等の整備 (2) 地籍調査 (3) 災害の防止に関する調査

震災に関する調査研究の推進

町における措置

(1) 防災マップ等の整備

防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区単位でのきめ細かな防災マップ等を作成する。

(2) 地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

(3) 災害の防止に関する調査

県が実施する被害想定に関する調査研究を基礎に、地震・津波による被害を最小限とするための効果的な対策の調査研究を行う。

調査研究に当たっては、避難場所・避難経路の危険度調査を重点的に行い、防災上の課題を明らかにすることにより、施策の必要度・優先度等を検証し、津波対策等に係る計画策定に活用する。